



部落解放への道

最近、県下の名市町村では、行政組織の中に、同和対策課（室）とか、同和教育指導室を設置して部落解放をめざしての諸施策や和教育がかなり活発にすすめられるようになってきております。これは、昭和四十年八月に總理府に設けられた同和対策審議会が五年がかりでまとめた答申（同対審答申）が出され、政府はこの答申を具具体化するため、昭和四十四年七月に「同和対策事業特別措置法」という法律を施行しました。これは長い間生命をかけて差別となってきた先人たちの努力と、部落解放運動に結集された人びとの運動が国民大衆に支持された結果の成果であります。

ふるさと

丸岡忠雄

お前には
胸張つてふるさとを名のらせた
吾子よ
許婚者に去られた友がいた
ふるさとを告白し
絶交した友かいた

ふるさとをかくす。」ことを
父は
けものによつた鋭どさで覚えた
ふるさとをあはかれ

瞳をあげ 何のためらいもなく
「これが私のふるさとです。」と
名のらせたい。

は部落問題（部落差別）という」とばをつかいます。
市民の中には部落差別というの
は、部落の人びとに對して古い封
建時代の身分をあらわす差別的な
ことばを使つたり手ぶりや身ぶり
で部落の人を見下し、侮辱するこ
とだと考へて「私は部落の人を差

的な予算をくんで努力をしており
ますが、市民のなかには明治百年
以上もたつた今日なぜこのよう
な法律が出されなければならない
か疑問を持つ人もいることと思
ますし、また同和問題というのは
どんな事かわかつていらない人も多
いと思いますので、今回からの広

どんなんことか
韓で「同和問題」というのはどんなことか」「これはどうしてできなか」などについて、「今後この問題を解決するにはどうしたらよいか」などについて解明していきたいと思います。

よく同和問題とか、同和教育とかいうことはが使われていますが、この同和という言葉は行政的な用語で、「同胞一和」の省略といわれております。本来は「未解放部落の問題」というべきですが最近では未解放ということはも適当でないでの、被差別部族ということばが使われだしましたが、広報で

三、同和行政を推進するにあたっては、その目的を達成するため特別の配慮をもつてあたらねばならないこと。
などがうたわれております。南国市においても、この法律にもとづいて行政の機構をととのえ、権限

今日の社会には部落差別など存続しません」とかいつてゐる人があります。今日の部落差別は地区の人びとの生活の中にきびしくあらわれて、地区の人々が人間らしく生きる条件を侵害しております。

部落問題の本質を同対審答申では、「日本国民の一部の集団が経済的にも社会的にも文化的にも極めて低位な状態におかれ、現在でももなおいちじるしく基本的な人権が侵害され、特に近代社会の原理として、すべての人びとに保障されてゐる市民的な権利と自由が部落の人には極めて不十分にしか保障されていない重大な社会問題だと書かれています。すべての国民に保障されているはずの市民的権利と自由のなかで

- 結婚の自由
- 職業選択の自由
- 教育の機会均等を保障される権利
- 居住移転の自由